

ふるさと雇用再生特別基金事業実施に伴うQ&A

※このQ&Aは、厚生労働省及び宮城県が作成したQ&Aから主なものを抜粋したもので、現時点における考え方を示すものであり、今後内容に変更等が生じる場合もあります。

(事業主体)

1 「委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの」の判断はどのように行うのか。

⇒ 委託事業の内容により、円滑な事業実施に必要となるノウハウや、事業実績等を総合的に勘案して、的確に事業を遂行できるかどうかの判断を地方公共団体が行うものであり、①総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること、②労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること等が必要である。

(事業主体)

2 事業委託の対象者として「その他の法人又は法人以外の団体等」の具体例は。

⇒ 「その他の法人」については、例示された民間企業、NPO法人以外の法人であり、公益法人、独立行政法人、事業協同組合等が考えられる。また、法人以外の団体としては、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等が考えられる。なお、基金事業を適切に運営できるのであれば、個人事業主を委託対象とすることも可能である。

(経費の取扱)

3 人件費には何が含まれるのか。

⇒ 人件費には、賃金のほか、通勤手当等の諸手当、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分、賞与等の臨時的な支払いを含むものとする。なお、人件費に係る消費税については、人件費として取り扱って差し支えないものとする。

(経費の取扱)

4 事業実施に必要な機械・器具の購入についての考え方は。

⇒ 委託費には、人件費以外に事業の実施に必要な機械・器具のレンタル料、消耗品費等が含まれるものであるが、機械・器具の購入については50万円を超えるものは認めない取扱とする考えであり、基本的にはリースあるいはレンタルでの対応とする考えである。

(経費の取扱)

5 雇い入れた労働者を対象とした教育訓練経費の取扱についての考え方は。

⇒ 本来、基金事業は雇用創出を目的とするものであり、個々の労働者の職業能力開発を主眼とするものではない。しかしながら、委託事業終了後における安定的・継続的な雇用のために事業実施中から行う教育訓練に係る教育訓練経費については、人件費（事業費に占める人件費割合について定め（＝新規雇用の失業者の人件費割合は委託費の1/2以上）のある部分）としては算定

せず、実施事業の事業費の範囲において取り扱うことができるものとする。ただし、当面、①各委託事業ごとに、当該事業にかかる人件費の2割を上限とすること、②各労働者ごとに、訓練時間240時間（雇用期間が1年未満の場合は、月数×20時間）以内であることとする。対象としては、具体的なOFF-JTに関する経費として、受講料等の実費部分等とする。

（対象労働者）

6 本基金事業における「失業者」の定義は。失業者であることの確認方法は。

⇒ 労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者のことをいう。本事業においては、必ずしも安定所への求職申込みは必要としないものとする。受託者が本人に、雇用保険受給資格者証、廃業届等の提示を求める等により確認することとする考えである。

（対象労働者）

7 事業実施期間と労働者の雇用期間を一致させる必要はあるのか。

⇒ 事業実施期間は、各事業ごとの性質に応じた期間を設定することとし、個々の労働者の雇用期間をこの事業実施期間に必ずしも一致させる必要はないものとする。

（対象労働者）

8 採用面接時点においては在職中であるが、委託事業の開始直前に契約期間満了等が確実な者を雇用する場合、新規雇用の失業者として取り扱うことが可能か。

⇒ 可能である。

（対象労働者）

9 基金事業において雇用される失業者の労働時間の基準はあるのか。

⇒ 健康保険の被保険者の要件となる所定労働時間、日数が当該事業所において同種の業務に従事する他の通常の正規労働者のその概ね3/4以上にあること等常用的雇用関係にあることが目安となるものとする。

（収入）

10 「都道府県において当該事業の実施による直接的な収益を見込んだ事業でないこと」とする記述が見あたらないが、収入を見込んだ事業が解禁されたということか。

⇒ 本来、ふるさと基金事業は雇用創出を目的とするものであり、個々の委託事業の事業収入を求めることを主目的とするものではないが、当該地域における円滑な委託事業の実施及び雇用の継続性確保の必要があることから、サービス提供を受ける者から対価を得ることが通常である性質を持つ事業である場合、当該者から対価を得ることにより事業運営をすることは可能であるものとする考えである。

これは、あくまで円滑な委託事業の運営に必要なことからの対価徴収であって、予め収入を見込んだ営利目的の事業は対象とならないよう努めることとし、また、事業収入が生じた場合であっても、受託者は委託事業の運営以外の目的にこれを充てることはできないことに留意する必要がある。

(想定される事業例)

- ・ 地場産品の展示等するアンテナショップの運営及び物品販売を行う事業
- ・ 地場産品を活用した郷土料理を提供するレストラン事業

(収入)

1 1 事業終了後に都道府県において収入が生じた場合の取扱如何。

⇒ 委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じるものとする。

(収入)

1 2 収入については、どこまで返還する必要があるのか？

⇒ 委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

(例)

→ 下表の場合、収入(3,500千円)と、委託契約額を超える物件費増額分(1,000千円)との差額(2,500千円)を返還する。

(単位：千円)

委 託 契 約 額			
委託料	10,000	人件費	8,000
		事務所賃借料	1,000
		商品原価	500
		その他物件費	500
		物件費増額分	1,000
収入	3,500		

(収入)

1 3 委託先が従来から自前財源の事業(以下「本来事業」という。)として地域の農産品を活用した新商品の開発及び商品販売を行っており、同一期間中に、基金事業としてその新商品の販路開拓を行うための人員配置のみを基金事業で実施した場合、委託契約終了後において、本来事業として実施した商品販売による収入の返還は必要か。

⇒ ① 設問にあるように販路開拓のための人員配置のみを基金事業として実施する場合、事業費のほとんどは人件費に充てられることとなり、当該基金事業自体から直接的に収入は生じないと考えられること、

- ② 委託先の自前財源において原材料費等を措置し、開発された商品を本来事業として販売している場合、そのことにより発生した収入は、委託事業により発生したものとは判断されないこと等により返還は不要であるとする。

(再委託)

1 4 委託先からの再委託は可能か。

⇒ 事業再委託が必要となる場合には、自治体ごとに定める財務規則に従って契約締結することとする。委託事業の実施にあたり、その一部を一括して再委託することは好ましくない。

(財産権の取扱)

1 5 基金事業により業務委託を行った際に生じた特許権等の知的財産権は、委託先と委託元のどちらに帰属するのか。

⇒ 都道府県（もしくは市町村）からの委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である都道府県（もしくは市町村）に帰属するものとする。